

地下鉄のバリアフリーに関する一考察

名古屋大学工学部社会環境工学科 学生 ○山口 理恵
名古屋大学大学院工学研究科教授 フェロー 西 淳二
名古屋大学大学院工学研究科助手 正会員 田中 正

1. はじめに

公共交通を障害者も自由に利用できるものに整備することは、その利用する権利を保障するものであり、より広い範囲での社会参加を促すものである。また、これからの高齢化社会を見据えれば、その福祉的配慮はますます必要となってくる。近年では、障害者や高齢者に限らず、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指す動きも活発になってきている。さらに、バリアフリーを面的に進めていく上でも交通は重要な役割をもつともいえよう。しかし制度上・財政上・意識上の制約から、その実現には大きな課題を抱えている。

本稿では、特に車椅子利用者にとって大きな障壁となる上下移動を必要とする交通、地下鉄を例に挙げ、交通のバリアフリーの持つ問題点の考察を試みたい。

名古屋市では、地下鉄は代表的な公共交通機関である。エレベーター未整備の駅が半数を超え、時には駅員と障害者の間で介助をめぐるトラブルが起こることもある。しかし毎年数駅ではあるが、既存の駅にもエレベーターやエスカレーター、車椅子対応トイレなどが設置されてきており、ハード面での整備が徐々に進められている。その際、改修を行う駅を決定するには様々な要素を総合的に判断する必要があり、公共交通のバリアフリーを考える上でその要素を整理・検討することは意義があると考えられる。また、利用者へのアンケートによりバリアフリー化の効果を明らかにする。

2. 研究の方針

今回の研究の方針を以下に示す。

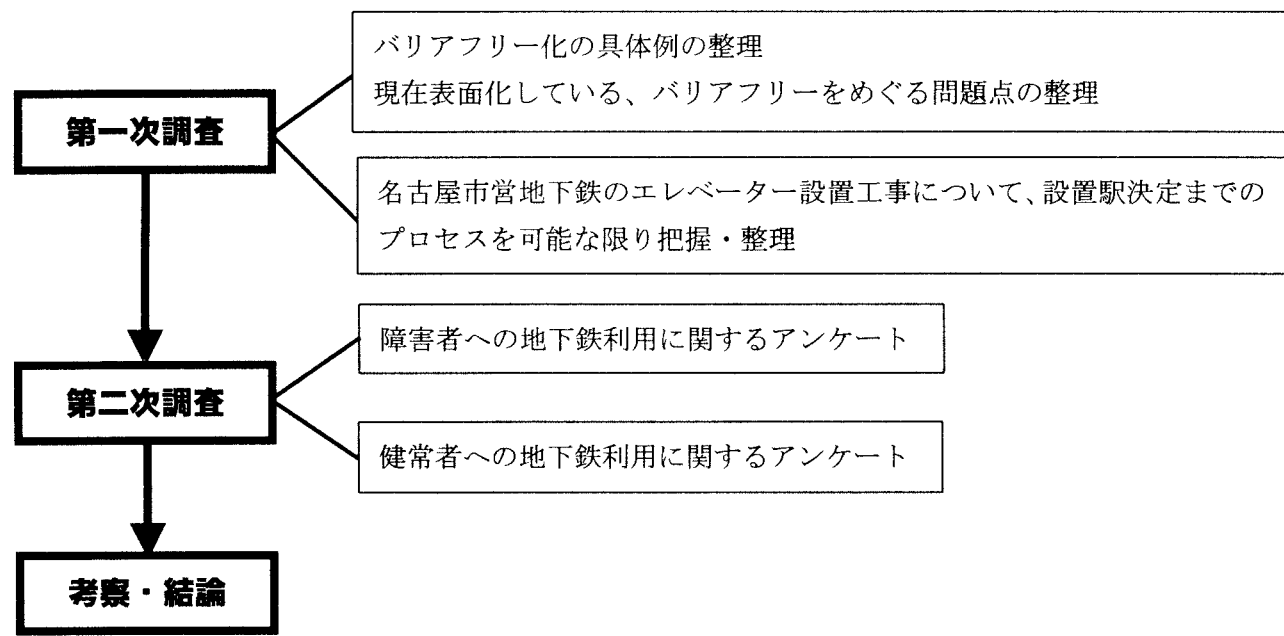


図 1 作業方針の概略

3. エレベーター整備指針

1993年に運輸省が示した「鉄道駅におけるエレベーターの整備指針」によれば、エレベーターを設置する努力義務が発生する駅の条件は、①5メートル以上の段差 ②一日あたりの乗降客が5000人以上の駅とあり、勘案すべき事項として移動制約者の数、地域の協力の程度、地形、駅の構造等をあげている。また車椅子に座ったまま利用できる構造のエレベーターであること、車椅子使用者以外の乗客も利用可能であることも指針として挙げている。名古屋市ではこの他に周辺施設や要望も勘案要項に含んでいる。また、設置費用の補助制度もあり、国から1/3、市から1/3が助成されている。

4. 名古屋市営地下鉄の現状

表1に、名古屋市営地下鉄のエレベーター設置駅について、ホームから地上までのアクセス状況をまとめた。表の中の全駅数とは、他路線への乗換駅9駅を2駅として数えている。来年度には、地下鉄のエレベーターのみ利用で移動できる駅が3駅増える予定になっている。

エレベーター以外の昇降機を使用する場合は駅員の操作を必要とする。その間は他の乗客がエスカレーターを利用できなくなるなど、車椅子使用者の精神的負担は大きい。また介助に不慣れな駅員や、障害者への対応の知識不足を問題にする声も多い。近年では駅員の削減に伴い、車椅子を担ぎ上げて階段を昇降する場合などの、複数の人手が必要な介助が困難になっているケースも存在する。

表1 エレベーター設置駅の状況

利用設備	駅数
地下鉄のエレベーターのみ利用	24
隣接ビルのエレベーター併用	4
一部ホームのみエレベーターのみで可能	1
エレベーター以外の昇降機併用	8
合計	36
全駅数	84

5. 健常者の視点から

エレベーターが設置されて間もない駅において、予備的なインタビューを行った。

利用してその効果を実感した人は、バリアフリーに対して肯定的であった。また、エレベーターが設置されてからその必要性を感じるようになった人も見られた。

特に未整備の駅では、他の乗客の介助も重要となってくることから、周辺地域住民の協力は重要となると考えられる。その意味でも、バリアフリーへの正しい理解が必要である。

表2 インタビュー結果

肯定的意見	否定的意見
エレベーターができて楽になった	車椅子の人は見かけない
エレベーターが設置されてからその必要性を感じるようになった	自分の行きたい方向になければ遠回りである
エレベーターの設置に税金が使われることは適切である	エレベーターが設置されても駅周辺の歩行が危険である

6. おわりに

本稿では、研究の基礎となる部分の概要について述べた。資料の収集やアンケートによって得られたデータをもとに地下鉄のバリアフリーについて、その効果や問題点を抽出し、今後の効率的で効果的な交通整備を推進していく上での手がかりとして、その課題を検討する。考察・結論については、当日に口頭にて発表の予定である。

参考文献

小川信子・阿部祥子・野村みどり・川内美彦共著
 先端のバリアフリー環境 カリフォルニアにみるまちづくり 中央法規出版 1994